

地域における外国人材の受入れについて

【担当省庁】法務省、厚生労働省、文部科学省、警察庁

高度人材や留学生、技能実習生や特定技能外国人など、多様な外国人材が、地域において中小企業等のニーズに即した技術革新や担い手として活躍できるよう、国において以下の必要な措置を講じていただきたい。

○多様な外国人材の採用を希望する企業の求人情報が多言語に翻訳され、日本への就職を希望する外国人材が自由に閲覧できるよう ハローワークインターネットサービス等を拡充

○技能実習生の受入れ前に、京都企業が現地送り出し機関と連携して実施する現地での日本語教育、製造に関する基礎的教育等に対する財政措置

○「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえた国の基本方針に基づき、在留資格を有する全ての外国人が、教育・就労・生活の場で必要となる日本語能力を身につけ、いきいきと暮らすことのできる多文化共生社会の実現に必要な財政措置

○日本語指導が必要な児童生徒の多様なニーズに対応するため、指導教員の基礎定数化を着実に進めつつ、日本語指導支援員や母語支援員等による支援など、きめ細かな支援体制の充実に必要な財政措置

また、一定要件を満たす旅館・料亭等について風営法の規制対象外にするとともに、特定技能外国人の受入が可能となるよう制度を拡充いただきたい。

【現状・課題等】

■外国人材等の採用・マッチング、技能実習生制度の課題

- ・海外に在住する外国人材が日本での就職を希望する場合、日本企業の採用情報を得る統一的なシステムがない。
- ・一部の京都企業は海外送り出し機関との協業により、現地で日本語学校を設立し、日本語教育のほか、5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）をはじめ日本での技能実習のために有用な知識習得に努めているが、企業負担が極めて大きい。

■日本語教育の支援体制の整備

- ・ベトナム語やポルトガル語等、支援の必要な児童の多様化と居住地のばらつきが見られ、組織的な対応を取ることが難しく、今後はこうした児童生徒が安心して学びに向かえる環境を整備する必要がある。

京 都 府 の担当課	知事直轄組織	国際課 (075-414-4311)
	商工労働観光部	人材確保・労働政策課 (075-414-5085)
		人材開発推進課 (075-414-5105)
	教育委員会	教職員人事課 (075-414-5797)
		学校教育課 (075-414-5836)
		高校教育課 (075-414-5846)

【国の事業等】

■高度外国人材活躍促進プラットフォーム（経産省、JETRO）

高度外国人材の日本での活躍推進に向け、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家が採用から定着までをきめ細かくサポート

■日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日施行）を踏まえた基本方針

- ▶ 地方公共団体は、日本語教育の推進に関する法律第10条に規定する国基本方針を参酌の上、基本方針を作成し、地域の実情に応じた日本語教育の推進に必要な施策を実施

⇒「日本語教育推進法」を踏まえた国の基本方針が閣議決定(令和2年6月23日)されたが、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育を持続的に推進するための予算措置の具体的な時期や内容は未定

【京都府等の取組】

■産学公連携海外人材活躍ネットワーク

府内中小企業のニーズに即した外国人材の確保・定着に向けたオール京都による受入・サポート体制の構築

■多文化共生推進事業 20,155千円

- ▶ 「京都府外国人住民総合相談窓口」における多言語対応の強化と出張相談の実施
- ▶ 「地域における日本語教育推進プラン」に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進 等

■日本語指導が必要な児童生徒の受入れ及び指導教員加配等の状況

- ▶ 受入児童生徒数：138人（外国籍91人、日本国籍47人）平成30年度京都市除く
- ▶ 日本語指導教員加配数：9人（小学校7人、中学校2人）
- ▶ 日本語指導支援員：18人、母語支援員：14人

■技能実習生の受入れに際し、京都企業が行うモデル的な取組

- ▶ 外国人技能実習生循環型人材育成事業
京都企業と、海外現地送り出し機関との協業により、現地に学校法人を設立し、「ものづくりに関わる基礎的な知識」の定着を図るカリキュラムを盛り込んだ日本語教育を行った上で、京都をはじめとする日本国内企業及び在海外現地日系企業へ技能実習生を紹介

